

○国土交通省告示第四百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（大田・静間道路）（島根県大田市鳥井町鳥井字桜田地内から同市静間町字平ノ前地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県大田市鳥井町鳥井字桜田、字船越、字宇津宮及び字梵字原並びに静間町字山畠ケ、字山畑、字下鯛淵、字永松及び字平ノ前地内
- 2 使用の部分 島根県大田市鳥井町鳥井字桜田、字船越及び字宇津宮並びに静間町字下鯛淵及び字平ノ前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道9号改築工事（大田・静間道路）」（以下「本件事業」という。）は、島根県大田市久手町刺鹿字市井地内の大田中央・三瓶山インターチェンジから静間町字後田地内の静間インターチェンジ（仮称）までの延長5.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする道路改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都府京都市を起点とし、山口県下関市に至る延長約792kmの主要幹線道路であり、松江市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市といった島根県内の主要都市を連絡する唯一の主要幹線道路であることから、沿線地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っている。

本路線が通過する大田市は、ひらめ・かれい類の漁獲量が島根県下最大であるなど水産業が盛んであり、水揚げされた水産物は、本路線等を利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、大田市静間町地内で15,067台/日であり、混雑度は1.87となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成18年2月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成29年2月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、チュウヒ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、ヒメミズスマシ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、オグラノフサモ、キンラン等、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、アサザ等その

他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンウナギ、ヒメミズスマシ、カスミサンショウウオ及びタコノアシについては、工事施工ヤードの設置により濁水が発生する可能性があることから、工事实施中において仮締切り等を設置することにより濁水流出を低減することとしている。ミズマツバ及びキンランについては、生育地の一部が改変されることから、工事前に個体確認調査を行い、専門家の指導助言を受け、移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、このうち8箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。また、1箇所については島根県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。起業者は、今後、残る3箇所についても同教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、一般国道のバイパスを2車線の自動車専用道路として建設する事業であり、その事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成18年3月14日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大田市長を会長とする出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県大田市役所